若者おうえん基金管理規程

第1章総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ユニバーサル志縁センター(以下「センター」という。) 定款第5条第1項に基づき、若者おうえん基金(以下「基金」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の構成)

- 第2条 基金は、センターの財産管理運用規程に従い、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1)基金とすることを指定されて寄付された財産
- (2)理事会で若者おうえん基金に繰り入れることを決議した財産

第2章 基金の造成

(寄付の手続き)

- 第3条 寄付金等取扱規程は、理事会の承認を得て定めるものとする。
- 2 寄附金等をこの法人に寄附しようとする者は、書面(電磁的方法によるものを含む。)にて 寄附金の申込みを行う。
- 3 前項の規程にかかわらず、代表理事が必要と認めるときは、理事会の承認を得て、同項に規定する以外の方法により、寄付金を受け入れることができる。

(寄付台帳の整備)

第 4 条寄付金の管理につき、寄付金台帳を作成することとし、その受入れ状況や使途等について適切に管理を行う。2 寄付金台帳等については、専務理事が確認を行い、これに承認を行うこととする。

第3章 基金の管理

(管理の方法)

第5条 専務理事は、次に掲げる各号のいずれかの方法により基金を管理運用するものとする。

- (1) 円建て預貯金(信用金庫への出資金を含む)
- (2) 元本保証の円建て金銭信託
- (3) 日本国債
- (4) 円建て債券

(寄付の使涂)

第6条この基金への寄付金の使途は、寄付金総額の80%以上を定款第5条1項の公益目的事業に使用し、一部を管理費用に使用するものとする。

(基金の管理)

第7条 基金の一部を処分しようとするとき及び基金から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(情報公開)

第8条基金が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じる。

第4章雜則

(改廃)

第9条この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(細則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規程は、令和3年6月21日から施行する。